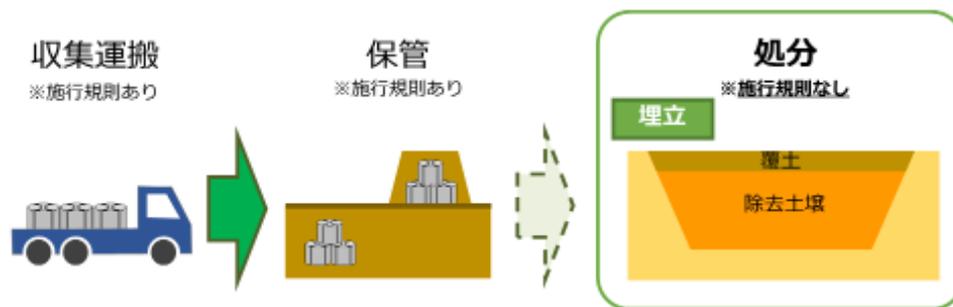


- 除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
 - 今後、福島県外の市町村等が除去土壌を埋め立てて処分することを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行うことが必要。
 - 一方で、現在、当該処分方法が定められていないため、国が処分方法を施行規則等で定めることが必要。
- 現在、処分方法について、有識者からなる「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地から議論すると共に、埋立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町において実施中。



環境省作成

除去土壌は、市町村等（除染実施者）において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されています。

福島県外の市町村等が、適切に保管されているこれらの除去土壌を埋め立てて処分することを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行う必要があります。

一方、この処分方法は現在定められていないため、今後施行規則等で適切な処分方法を定めることが必要となります。

このため、環境省では、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成28年12月に設置し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で埋立処分の実証事業を実施しています。

今後、実証事業の結果や検討チームにおける議論等を踏まえ、必要な施行規則やガイドラインを定めていくこととしています。

本資料への収録日：平成31年3月31日